Part-1　効果測定テスト（○か×で答えてください）

１．給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具であり、受水槽も給水装置に含まれる。

２．指定給水装置工事事業者制度では、水道事業者ごとで指定要件が異なるため、水道事業者がそれぞれ業者を指定することになっている。

３．「給水装置の構造及び材質に関する省令」では、耐圧・浸出・防食・逆流防止の４項目の基準からなっている。

４．自己認証と第三者認証以外には、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準と同等以上の基準を設けている規格があり、この規格品であれば性能基準適合品とし使用することができる。

Part-2　効果測定テスト（○か×で答えてください）

5. 給水装置工事主任技術者による工事竣工後の検査では、現地で目視による配管状態の検査以外に、通水確認、耐圧試験と残留塩素の確認をする必要がある。

6. 集合住宅等における計画使用水量の算定については、戸数から同時使用水量を予測する方法で行うと定められている。

7. サンドエロージョン現象による事故を未然に防止するには、給水管と他の埋設管の離隔距離を20cm確保できればよい。

8. 給水管の更生工事とは、管内面を特殊工法で改善するもので、あくまでも暫定的な延命対策である。

Part-3　効果測定テスト（○か×で答えてください）

９．道路掘削占用許可については所轄警察署長が、道路使用許可については道路管理者が、それぞれの立場から工事に対する条件を付しているため、許可条件に従って工事を施工する。

１０．道路掘削する際、掘削穴に歩行者や自転車が落ちないように、誘導員による適切な誘導を行えば、それ以上の対策は必要はない。

１１．道路掘削跡の仮舗装部の段差については、3cm以内ならつまずいても施工者は責任を問われない。

１２．バックホウなどの重機を使用する場合には、コーンやバーで工事区域を明示するほか、必ず誘導員をつけて、重機のオペレータを誘導することで事故防止に努めなければならない。

Part-4　効果測定テスト（○か×で答えてください）

13. 配水管の分岐から下流側（給水栓側）を給水装置としているが、水道メーターまでは水道事業者の所有で、維持管理の主体も水道事業者とされている。

14. 指定給水装置工事事業者は、水道事業者と協力して、給水装置の維持管理の主体である需要者に対し、水道法上の遵守事項などについて情報提供していく必要がある。

15.「誤接合（クロスコネクション）」とは、給水装置が給水装置以外の水管、その他の設備（工業用水道、井戸水、上水道の受水槽以下の配管等）に直接連結されていることをいう。

16. 水道と井戸水の双方を使用する場合には、一度、水槽等に水を受けること。また、それぞれの管路が水槽内で水没しないように、必ず吐水口空間を確保しなければならない。

Part-5　効果測定テスト（○か×で答えてください）

17. 指定給水装置工事事業者は、適切な工事の施工など重要な役割を担っており、お客さまとのトラブルを防止するため、お客さまに対し説明責任を果たすなど対応には十分留意しなければならない。

18. 入居に間に合わせるため、水道事業者に無届で私設メーターを設置し、水道水を使用したとしても需要者の利便性を考慮すれば、やむを得ない。

19. 指定給水装置工事事業者が違反行為を行うなど指定の基準に適合していない場合には、水道事業者は改善を求めるが、指定の取り消しはできない。

20. 既設マンションの水圧が十分あるため、水道事業者に届けず受水槽を撤去し直結化した。